

ともに支えあい 障がいをサポートする 取り組み



◀障がい者サポーター
シンボルマーク

問合せ 障がい者支援課 ☎ 35-0294

皆さんの近くにもいらっしゃいませんか

本市居住者の約14人に1人(約7%)は何らかの障がいを持っています。市では、障がいがある人やその家族が安心して暮らせるよう、相談、障害福祉サービス、福祉用具給付、医療費助成などさまざまな支援を行っています。

障がいの種類

身体障がい・・・手足や内臓・目・耳などが機能しにくいなど
知的障がい・・・生活に必要な知的能力に限りがある
精神障がい・・・こころの病気により、感情や行動に影響がある

障がいをサポートするための支援を受けるには、障がいの程度や種類の認定を受けて「障がい者手帳」を取得する必要があります。まずは、障がい者支援課に相談ください。

身の回りで困っている人を見たら、できる範囲でサポートしてみませんか

◆障がい者サポーター(個人)になりたい

YouTube 動画(約25分)を見て障がいの特性や障がいがある人への配慮について理解したら、あなたも障がい者サポーターです。

☆サポーター認定グッズの
缶バッジをプレゼント



サポーター研修
申し込みはこちら
から

◆障がい者サポート企業・団体に登録したい

障がい者雇用やユニバーサルデザイン化の推進など市が定める要件を満たし、障がい者の支援につながる取り組みをしている企業や団体を障がい者サポート企業・団体として認定します。認定登録されると、障がいがある人などに優しい取り組みを行っている企業・団体として市ホームページに掲載します。



障がい者サポート
企業・団体

介護や支援が必要な人は まず認定を受けましょう

申請先・問合せ 長寿支援課 ☎ 33-4438 各支所健康福祉地域事務所

本人や家族に介護や支援が必要と感じ、介護サービスを利用したい場合は、介護の必要な度合いを判定する「要介護認定」を受ける必要があります。事前に申請からサービス利用までの流れを確認しておきましょう。

1. 申請

本人や家族などが窓口で申請してください。地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに無料で申請を代行してもらうこともできます。

2. 訪問調査・主治医意見書

認定調査員が訪問し、本人の体の動きを確認し、家族などから聞き取りを行います。同時に主治医から意見を求めます。

3. 審査判定

訪問調査結果と主治医意見書をもとにした一次判定を行い、医療・保健・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で審査・判定をします。

4. 結果の通知

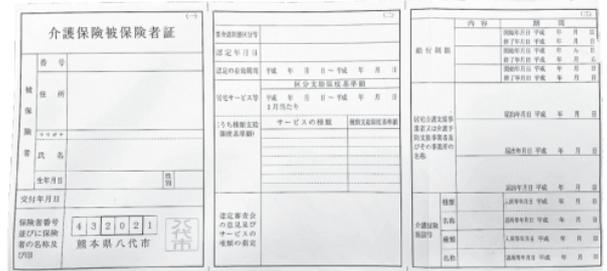
要介護認定・要支援認定等結果通知書と、要介護状態区分や有効期間などを記載した介護保険被保険者証を送付します。

5. サービスの利用

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに、ケアプランを作成してもらい、サービス提供事業者と契約してサービスを利用します。施設サービスの利用は、直接施設に相談ください。

持参物

- ・65歳以上の人は介護保険被保険者証(ない場合は医療保険の被保険者証または委任状)
- ・40歳～64歳の人(特定疾病に該当すること)は、医療保険の被保険者証
- ・マイナンバーが分かるもの
- ・窓口で申請する人の本人確認書類(運転免許証など)



▲介護保険被保険者証の見本